

飼い犬が、夜中に急に具合が悪くなり、夜間も診療を行う動物病院を探して診てもらった。かかりつけの動物病院とほぼ同じ治療だったが、会計の際、かかりつけ病院の3倍近い料金を請求され驚いた。どうして高いのか聞いたが、「うちはいつもこの料金です」と言われた。納得できない。

(50歳代女性)

獣医師の診療料金は、独占禁止法により、獣医師団体が基準料金を決めたり、獣医師同士が協定を結んで料金を設定したりすることが禁じられています。

つまり、獣医師は各自が料金を設定し、競争できる体制を維持しなければならず、動物病院の診療料金が病院ごとに異なることは、疑問は残るかもしれませんが、通常といえます。

一方で、相談者の場合、料金が高くなったのは「夜間」や「緊急」で料金が加算された可能性があります。

緊急時、飼い主側には治療内容や料金について説明を聞く余裕がなく、トラブルになりがちです。事前に「公益社団法人日本獣医師会」のホームページで、料金に関する知識を得ておくといよいでしょう。

飼い主がペットの治療を獣医師に依頼することは診療契約で、準委任契約になります。獣医師は、動物医療の専門家として適切に診療することはもちろん、動物の病状や、診療方針などを飼い主に説明する必要があります。こうした観点から、病院側には、基本の診療料金を院内の見えやすい位置に掲示する配慮が望まれます。

なお、ペットには、公的な保険制度がありません。民間のペット保険に入り、けがや病気に備えることもできますが、加入できる動物や保障の項目などを把握し、自分のペットに適用できるかを検討したうえで選ぶことが重要です。